

変更契約の締結及び専決処分の予定について（青森市立小柳小学校屋外教育環境整備工事）

1 工 事 名 青森市立小柳小学校屋外教育環境整備工事
 <工 期> 令和3年7月6日から令和4年3月31日まで
 <相手方> 株式会社桜井工務店 代表取締役 川崎 幸治
 （青森市桂木三丁目23番地5）

【工事概要】

工事場所：青森市小柳四丁目6番1号
 小学校グラウンド舗装工等一式

2 変 更 内 容

敷地西側境界沿いにコンクリート塀を設置するため地盤を掘削したところ、コンクリート製水路が埋設されていることが判明したことから、コンクリート土留めの設置に変更するため減額するものである。
 また、西側境界沿いに植栽する計画であった樹木についても、同様に埋設されている水路が支障となることから、植栽を取り止めることとするため減額するものである。

3 変 更 予 定 額

当 初 契 約 額 159,539,068円（税込）
 変更後契約額（予定） 155,298,000円（税込）
 変 更 予 定 額 ▲4,241,068円（税込）（当初比 2.66%の減額）

4 変 更 契 約 予 定 令和3年11月中を予定

○地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の指定について（抄）

平成17年4月14日指定

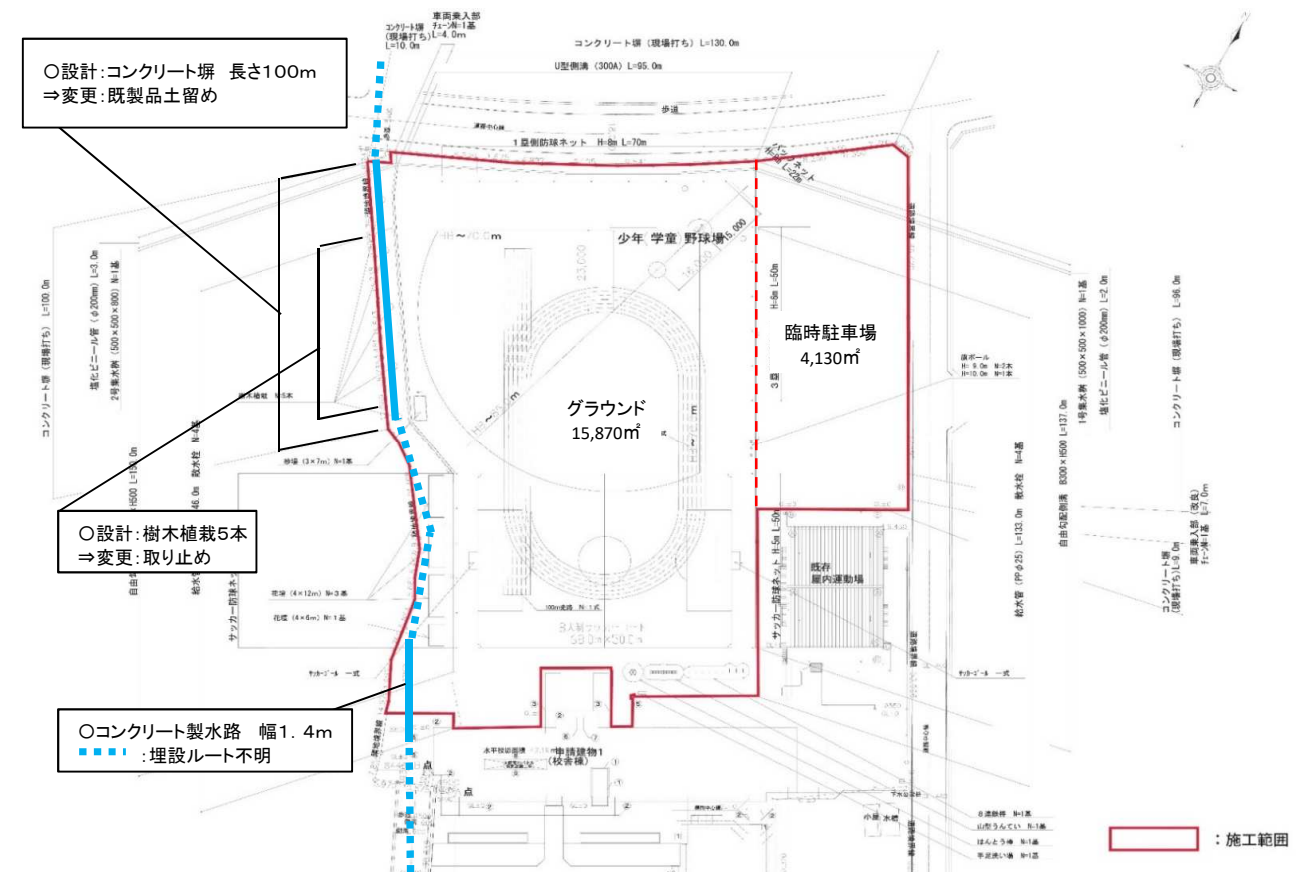
地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条第1項の規定により次に掲げる事項は、市長においてこれを専決処分にするものとする。

一 青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例（平成17年青森市条例第85号。以下「条例」という。）に基づく契約並びに財産の取得及び処分について議会の議決を経た後において当該契約並びに財産の取得及び処分に係る金額に変更を要する場合に、変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの
 二～八（略）

案内図



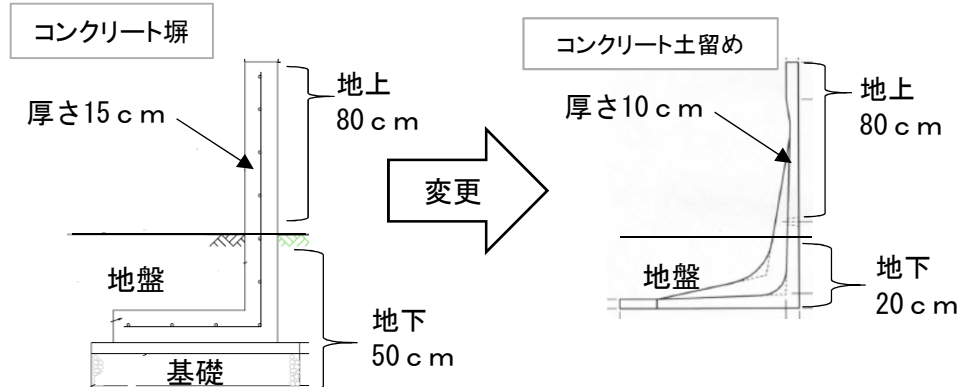
配置図



コンクリート製水路



コンクリート塀とコンクリート土留めの比較（イメージ）



変更内容の内訳について（青森市立小柳小学校屋外教育環境整備工事）

《増工・減工の内容》

1 排水施設整備工

	内容	変更予定金額（税込）
1	側溝工	111,300円
	小計…①	<u>111,300円</u>

2 擁壁工

	内容	変更予定金額（税込）
1	コンクリート塀設置	▲3,399,600円
2	コンクリート土留め設置	1,124,400円
	小計…②	<u>▲2,275,200円</u>

3 修景施設整備工

	内容	変更予定金額（税込）
1	植栽	▲149,500円
	小計…③	<u>▲149,500円</u>

4 工作物撤去工

	内容	変更予定金額（税込）
1	構造物とりこわし	▲323,500円
2	コンクリート殻運搬費	▲26,600円
3	コンクリート殻処分費	▲110,200円
	小計…④	<u>▲460,300円</u>

5 共通費

	内容	変更予定金額（税込）
1	共通仮設費	▲233,400円
2	現場管理費	▲784,600円
3	一般管理費	▲449,368円
	小計…⑤	<u>▲1,467,368円</u>

《減額となる契約金額》

上記、①+②+③+④+⑤ = ▲4,241,068円の減額となる